

法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。  
図面は、方位がわかるように記入してください。

	注意点	チェック欄
1 周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
調査の概要	下記を参考に概要を記載する。	
2-1 調査対象地の地番	—	
2-2 調査期間	全体の調査期間、段階ごとの調査期間及び分析期間を記載する。	
2-3 面積	調査対象となる面積を記載する。	
2-4 調査・分析機関	指定調査機関、分析機関、指定番号等を記載する。	
2-5 分析・試料採取方法	物質ごとに分析方法を記載する。 土壌調査に係る採取方法を記載する。	
2-6 試料採取対象物質	選定した理由及び物質ごとの汚染のおそれの区分について記載する。	
2-7 調査地点数	物質ごとに分けて示す。	
3 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握に係る書類 (地歴調査結果)	記載する内容は、市条例に基づく「資料等調査結果報告書」の記載例を参考にし、土地の利用履歴、有害物質取扱状況等について記載する。 また、汚染のおそれの区分図を作成し添付する。	
4 試料採取地点図	起点を明記したメッシュ図を用い、試料採取する地点を図で示す。 区画を統合する場合は統合したことを明記し、統合後の区画の面積を示す。 なお、区画の中心以外で試料採取する場合は地点の選定理由を記載する。	
5 調査結果一覧	調査結果を表などにまとめ、基準不適合である区画を示し基準不適合面積及び基準不適合である物質の名称等を記載する。 なお、含有量基準が不適合であれば、汚染土壌の直接摂取の経路が遮断されていること（舗装、立入禁止等）を記載する。	
6 【最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について 試料採取等の対象としなかった場合】 深さが限定された調査をした結果のまとめ	深さが限定された調査を実施した場合にあっては、土壌汚染対策法ガイドライン Appendix-25の記入シートを参考にし、試料採取等の対象としなかった区画の結果をわかりやすくまとめる。	
7 汚染状況を明らかにした図面 (施行規則第21条の6第2項)	区画ごとの試料採取地点を示し、基準不適合だった物質が分かるように示す。	
8 【最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について 試料採取等の対象としなかった場合】 試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした 図面等（施行規則第21条の6第2項）	深さが限定された土壌汚染状況調査を実施した場合は、試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付する。	
9 試料採取状況等の写真	写真ごとに採取地点・採取日が分かるように示す。	
10 濃度計量証明書	土壌ガス調査を実施し、濃度計量証明書が発行されない場合は、土壌ガスチャートを添付する。	
11 公図※の写し（事業所全体）	公図上に対象範囲を示す。（必要に応じて合わせ公図を作成する） また、土壌汚染が確認された区画が、どの筆に該当するか分かるようにする。	
12 登記事項証明書※の写し（事業所全体）	調査対象地のすべての地番に係る登記事項証明書を添付する。	
13 自然由来特例区域、埋立地特例区域 又は埋立地管理区域に該当すると思われる根拠資料	自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域のいずれかに該当する場合は、根拠資料を添付する。	
14 法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書命令書の 写し	—	
15 【土地所有者が複数人の場合】 土壌汚染状況調査の結果の提出について土地の所有者等の 同意があることを証する書類	調査実施範囲に含まれるすべての土地の所有者（届出者を除く。）の同意書が必要。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。  
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局  
住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎  
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所  
住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎  
電話：044-955-2222